

12月分

No.8

件名	小中学校の休業日について
受付日	令和7年12月24日
ご意見・ご提案の概要	小中学校の休業日が地域により差があるのはなぜか。
県の考え方	市町村立学校の夏季、冬季、学年末等の休業日については、学校教育法施行令により、当該市町村の教育委員会が定めることとされています。本法令に基づき、各市町村教育委員会が、地域の実態に応じて設定するものと考えております。
担当課	教育委員会 義務教育課